

創業支援事業者補助金 Q & A

1. 28年度からの変更点について

平成29年度より、申請の区分が従来の「一般事業」に加え、「地域需要創造事業」及び「広域連携事業」が新設されることとなりました。その他にも、補助要件の引き上げが行われておりますので、申請される前に必ずご確認ください。詳細は、<http://www.smrj.go.jp/keiei/sogyoshiensha/index.html>に掲載の「平成29年度創業支援事業者補助金 新旧対照表（PDF）」をご確認ください。

2. 補助対象者について

Q 2 - 1
創業支援を行う経営革新等支援機関（認定支援機関）に該当すれば、補助対象者の要件を満たすことになりますか。
A 2 - 1
本補助金は、経営革新等支援機関（認定支援機関）に該当するだけでは、補助対象の要件を満たしません。 産業競争力強化法の認定を受けた市区町村の創業支援事業計画（以下「創業支援事業計画」という）に位置づけられた認定連携創業支援事業者（以下「創業支援事業者」という）のうち代表者となる法人であり、加えて、特定創業支援事業を行う者であることが前提となります。
Q 2 - 2
これから認定を受けようとする創業支援事業計画に位置づけられた創業支援事業者は、補助対象者として認められますか。
A 2 - 2
産業競争力強化法に基づく、創業支援事業計画の第11回と第12回の法律認定（第12回認定：平成29年8月認定予定）を受ける見込みである計画の別表2に記載されている法人、若しくは認定済事業の変更を行う計画に記載されている法人も対象となります。なお、認定に至らなかった創業支援事業には、本補助金の交付は行われません。
Q 2 - 3
認定を受けた創業支援事業計画に位置づけられた複数の創業支援事業者のうち1者のみで補助事業を実施することはできますか。
A 2 - 3
補助事業を実施する創業支援事業者が1者のみでも問題ありません。
Q 2 - 4
同一の事業者が複数の市区町村の認定連携創業支援事業計画に基づく補助事業を実施することはできますか。
A 2 - 4
実施可能です。但し、それぞれの市区町村の確認を受け、別に申請が必要です。

Q 2 - 5
創業支援事業者の代表者に求められる要件はありますか。
A 2 - 5
代表者は特定創業支援事業を補助事業計画に位置づけ実施する必要があります。 また、各種経費の立替払が必要となりますので、安定した財務基盤を有していることが求められます。更に、過去に国の補助金等の実施経験があり、補助事業の厳格な管理ができる者であることが推奨されます。

3. 補助対象事業について

Q 3 - 1
同一の認定連携創業支援事業計画から、複数の事業者がそれぞれ補助金申請を行うことは可能ですか。
A 3 - 1
同一の創業支援事業計画に基づく補助金申請は、一般事業・地域需要創造事業のいずれか1つに限られます。複数の創業支援事業者がそれぞれ事業を実施する場合は、1つの補助事業計画として取りまとめた上で申請する必要があります。但し、広域連携事業については、上記のほか1申請が認められます。
Q 3 - 2
新規又は拡充して実施する事業のみが補助対象となるのですか。
A 3 - 2
既存事業であっても補助対象事業となります。
Q 3 - 3
補助対象となる事業は、特定創業支援事業に限定されているのですか。
A 3 - 3
認定創業支援事業計画に位置づけられた創業支援事業の取組であれば、特定創業支援事業でなくても、「特定創業支援事業と併せて行うことで効果的な事業」であれば、補助対象となります。ただし、代表者の行う事業は、補助事業計画に特定創業支援事業を含んでいる必要があります。
Q 3 - 4
市区町村が自ら実施する事業は、補助対象になりますか。
A 3 - 4
補助対象外となります。
Q 3 - 5
特定創業支援事業でない創業塾事業や創業セミナー事業は、補助対象になりますか。
A 3 - 5
特定創業支援事業と併せて行うことで効果的な事業には定義されないため、補助対象外となります。

4. 補助対象経費について

Q 4 - 1 (補助対象経費配分制限) 1補助事業計画あたりの補助対象経費の配分について、申請時だけでなく、補助金の額の確定時も配分を保つ必要はありますか。
A 4 - 1 申請時だけでなく補助金の額の確定時も、代表者と共同実施者分を合わせた特定創業支援事業に係る補助対象経費が全補助対象経費の70%以上であること、残りの30%以内の経費については特定創業支援事業と併せて行うことで効果的な事業に係る補助対象経費であることが必要です。
Q 4 - 2 (人件費) 人件費の補助上限額500万円(税込)は、補助事業に参画する1機関ごとの上限額ですか。
A 4 - 2 1機関ごとではなく、1補助事業計画あたりの補助上限額となります。
Q 4 - 3 (人件費) 12月分の人件費の支払いを1月に行う場合どのように対応すべきですか。
A 4 - 3 事前に機構に連絡の上、承認を経ていれば、1月支払い分も認められることがありますが、実績報告書提出期限までに1月支払い分のエビデンスを添付ください。実績報告書提出期限までにエビデンスが間に合わない場合は、別に調整いたします。
Q 4 - 4 (人件費) インキュベーション施設とコワーキングスペース施設で、受付や広報活動等の相談事業のみ以外をおこなう人員について、特定創業支援事業に係る補助対象経費と特定創業支援事業と併せて行うことで効果的な事業に係る補助対象経費のどちらで配分すればよいですか。
A 4 - 4 各施設で行う事業のうち、特定創業支援事業の認定を受けている事業を担当していれば、特定創業支援事業に係る補助対象経費に配分してください。それ以外の場合は、施設利用者に「創業前で特定創業支援事業を受けている者、又は、創業前で特定創業支援事業を受けた者」がいれば、特定創業支援事業と併せて行うことで効果的な事業に係る補助対象経費に配分してください。
Q 4 - 5 (謝金) セミナー講師に対して、研修プログラムの企画料や資料制作費を支払うことができますか。
A 4 - 5 事前準備等を含めた依頼内容に対して謝金を支払うものであるため認められません。
Q 4 - 6 (旅費) 社内規程に基づき日当の支給を行っている場合、日当を含めた旅費の精算手続は認められますか。
A 4 - 6 内規等に基づき日当を支給している場合には、補助対象となります。
Q 4 - 7 (設備・備品等費) 汎用性があり、目的外使用になり得る設備・備品等とはどのようなものですか。

A 4-7	本事業に限定して使用することが明確ではなく、他の事業での使用等が容易に想定されるものが該当します。例えば、創業支援事業以外にも幅広く相談業務を行う支援窓口に設置する備品等については、他の事業での使用等が見込まれるため、認められません。
Q 4-8 (会場借料)	市所有の会場を民間の指定管理者が管理している場合、その会場は市所有とみなされますか。
A 4-8	指定管理制度は公の施設の管理・運営を行政処分で民間等に任せる制度であるため、所有はあくまでも地方自治体であり経費として認められません。
Q 4-9 (広報費)	チラシ、パンフレットなどの広報ツールを内製化して作成した場合、企画料やデザイン料などは補助対象となりますか。
A 4-9	自社で内製化された業務や作業については補助対象外です。
Q 4-10 (広報費)	補助事業期間内に配布しきれなかったパンフレットやチラシについて、補助事業終了後に配布することは認められますか。
A 4-10	補助事業終了後に配布することは可能ですが、パンフレットやチラシ等の配布物は、補助事業期間内に配布した部数に基づき、按分等により算出した経費のみが補助対象となります。
Q 4-11 (外注費)	補助事業の一部を第三者に外注する場合、外注経費の上限額は定められていますか。
A 4-11	上限額は定められていません。ただし、補助事業の主たる実施内容を第三者に外注することは認められません。
Q 4-12 (委託費)	共同実施者が支払う経費を補助対象とするために、代表者は共同実施者が支払う経費の立替払を行わなければならないのですか。
A 4-12	補助金の交付を受ける者は代表者であるため、共同実施者が支払う経費を補助対象とするためには、代表者は必ず共同実施者に対して補助対象経費全額の立替払を行う必要があります。
Q 4-13 (委託費)	共同実施者が要する経費の請求・支払行為等をすべて代表者名義で行った場合、委託費が0円となりますが問題はないですか。
A 4-13	問題ありません。共同実施者が要する経費を代表者が取りまとめて支払うことも可能です。その旨、委託契約書に記載ください。
Q 4-14 (対象外経費)	創業者が展示会に出展する際の出展料の補助を行う場合、当該経費は補助対象となりますか。

A 4 - 1 4	対象外です。また、このほか、例えば、特定創業支援事業と併せて行うことで効果的な事業にあたるビジネスプランコンテストにおける賞金や物品供与など創業者に対して直接便益を供するようなものも、対象外です。
Q 4 - 1 5 (消費税の取り扱い)	補助対象経費について、簡易課税業者のため消費税込での補助対象経費算出の上、申請したいです。様式第1-別紙2経費明細表は、税抜の様式となっていますが、どのように記載すればいいですか。
A 4 - 1 5	経費明細表の補助対象経費計(税抜)欄に、補助対象経費計の消費税込金額を入力してください。表の中の欄外に「当団体は消費税法の簡易課税事業者にあたるため、消費税を補助対象経費として計上しました」などの注記をお願いいたします。
Q 4 - 1 6 (広域連携事業の申請)	複数の市区町村の認定創業支援事業計画に創業支援事業者として記載されており、かつ、複数の市区町村で特定創業支援事業を実施する場合、広域連携事業として1つの申請書で申請できますか。
A 4 - 1 6	広域連携事業として1つの申請書で申請が可能です。ただし、特定創業支援事業が複数の市区町村で認定されていることを確認するため、全ての市区町村の確認書が必要となります。
Q 4 - 1 7 (広域連携事業の経費計上)	複数の市区町村の認定創業支援事業計画に創業支援事業者として記載されており、かつ、複数の市区町村で特定創業支援事業を実施する場合、広域連携事業として複数の市区町村で実施する特定創業支援事業を1つの申請書に特定創業支援事業として計上することはできますか。
A 4 - 1 7	複数の市区町村の確認書により、特定創業支援事業が認定創業支援事業計画に含まれていることが確認できた場合、特定創業支援事業として計上することができます。

5. 申請手続・審査について

Q 5 - 1 (様式2)	補助事業計画書に枚数制限はありますか。
A 5 - 1	申請書類に枚数制限はありません。ただし、補助事業計画書の内容は目的・内容が伝わりやすいよう記載するほか、経費の積算などできるだけ具体的に詳述してください。また読みやすいように文字のフォントやサイズの微調整、図やグラフ等を用いて記載することは問題ありません。
Q 5 - 2 (様式2)	様式2「3. 他の補助金等への申請状況」欄について、創業支援事業者が関与する全ての補助金等について記載する必要があるのですか。
A 5 - 2	

創業支援に関する補助金等についてのみ作業を行ってください。
Q 5 - 3 (様式 3) 人件費のみを計上する補助事業は認められますか。
A 5 - 3 問題ありません。ただし、特定創業支援事業のに関する補助対象費用割合制限の対象になりますので、ご注意ください。また、従事内容の質や量と予定人員数や時間の考え方、人件費以外の具体的な補助事業の実施内容についても説明ください。
Q 5 - 4 (別紙 1) 市区町村の確認書に確認者の押印は必須でしょうか。
A 5 - 4 認定連携創業支援事業計画の所管する課の管理職以上の方による押印が必須となります。
Q 5 - 5 (別紙 2) 提出資料の別紙 2「反社会的勢力ではないことの表明及び確約事項について」は、創業支援事業計画に位置づけられた全ての創業支援事業者分の提出が必要となりますか。
A 5 - 5 補助事業を実施する代表者と共同実施者(様式 2「1. 申請者概要」に記載する者)について、すべての者の提出が必要となります。
Q 5 - 6 本補助事業に関する公募説明会は開催されますか。
A 5 - 6 開催予定はありませんので、ご不明な点についてはお問い合わせ先までご相談頂き、十分な理解のうえ応募されるようにしてください。
Q 5 - 7 採択審査において、ヒアリング審査は実施されますか。
A 5 - 7 採択審査は、書面審査により行いますので、原則ヒアリング審査は実施しません。
Q 5 - 8 申請資料以外に参考資料を添付して提出することは認められますか。
A 5 - 8 参考資料の提出は認められません。必要事項は全て様式類に記載してください。
Q 5 - 9 代表者の賃借対照表及び損益計算書についてはどの時点の決算書を提出すれば良いのですか。
A 5 - 9 ①直近 1 期の確定決算書の賃借対照表及び損益計算書です。 例えば、3 月末日を決算期日としている場合は、平成 28 年 3 月期確定決算書の賃借対照表及び損益計算書をご提出ください。 ②商工会議所及び商工会についても事業報告書一式ではなく、一般収支決算書、賃借対照表及び財産目録等をご提出いただければ、問題ありません。

6. 補助事業の実施について

Q 6 - 1
創業支援事業を既に実施している場合、現在（2017年4月時点）生じている費用は補助対象となりますか。
A 6 - 1
交付決定日以前に契約・発注している経費は、補助対象外となりますが、交付決定日より前に見積り等を徴収し、実施事業の準備等を行うことは差し支えありません。但し、認定連携創業支援事業計画の計画期間の始期以降に契約・発注を行っている人件費及び不動産賃借料については、補助事業期間中に生じる経費を補助対象とすることも可能です。
Q 6 - 2
交付決定日より前から事業に着手することはできますか。
A 6 - 2
認定連携創業支援事業計画の計画期間の始期から事業を開始することは可能です。ただし、補助対象経費の考え方については、A 6 - 1に記載の考え方の通りです。
Q 6 - 3
補助金の下限が申請の区分によって50万円、100万円と設定されていますが、補助金の額の確定の結果、下限を下回った場合は、補助金の交付は行われませんか。
A 6 - 3
交付決定時に申請の区分によって設定された下限額以上であることが要件となるため、後発的事情の発生により、補助金の額の確定時に下限額以下となっても問題ありません。
Q 6 - 4
補助金を事前にもらうこと（概算払い）は可能ですか。
A 6 - 4
本事業では、補助事業完了後の精算払いのみとなるため、概算払いは行いません。